①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号（第98条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可又は同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（清掃作業参加者等については、①から④まで）に該当する者を含むもの

（測量・建設コンサルタント等業務）

次の①から⑤までに掲げる者は、競争に参加することができないものとする。

①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号（第98条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

6　競争参加者の資格及びその審査

（建設工事）

５に掲げる者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。その他の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をした工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については、高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項（共通事項）

イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第１第１号の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度における希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

ロ　告示第１第１号の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第１第３号の１㈠から㈤までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の建設業の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）

ハ　告示第１第３号の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

ニ　告示第１第１号の２及び３、第２号並びに第４号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

⑵　主観的事項（特別事項）

イ　平成20年10月１日（主観的事項の審査基準日）の前日までの４年間における地方整備局又は官庁営繕部が発注した工事で希望工事種別ごとの工事成績

ロ　平成20年10月１日の前日までの２年間における地方公共団体（都府県（沖縄県を除く。））発注の工事成績

（測量・建設コンサルタント等業務）

５に掲げる者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。その他の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をした業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「基準日」という。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
⑵　基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
⑶　基準日における業種区分ごとの有資格者の数
⑷　基準日までの営業年数

7　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間

資格認定の日から平成23年３月31日までとする。

9　その他

⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、地方整備局等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　次の①から⑤までに掲げる会社等で、合併等後の経営事項審査を受けている者は、地方整備局等の長が定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本店所在地及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９―15（電話022―225―2171））